

慶弔規程

第1条（目的）

この規程は、株式会社 六匠の従業員およびその家族に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定めたものである。

第2条（支給事項の範囲）

慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- ①本人の結婚（結婚祝金）
- ②本人または配偶者の出産（出産祝金）
- ③本人の業務上の事故等による死亡（弔慰金）
- ④本人の業務外の事由による死亡（弔慰金）
- ⑤家族の死亡（弔慰金）

第3条（届出義務）

従業員またはその関係者がこの規程により慶弔金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、上司に届け出ることを要する。

第4条（受給資格）

この規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する正社員に限るものとし、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトには適用しない。

第5条（結婚祝金）

従業員が結婚したときは以下の各号の基準に基づき、結婚祝金を支給する。

勤続年数	金額
～1年以内	10,000円
1年以上～	30,000円

第6条（出産祝金）

従業員またはその配偶者が出産したときは、祝金として10,000円を支給する。

第7条（弔慰金）

従業員及びその家族が死亡した場合は、次のとおり弔慰金を支給する。

但し、業務上の事故及び本人の生前の貢献度合いにより、役員会で増額する場合がある。

（1）本人の場合

	1年未満	5年未満	10年未満	10年以上	供花料
社長	500,000	500,000	500,000	500,000	200,000
役員	300,000	300,000	300,000	300,000	150,000
統括	100,000	100,000	200,000	200,000	100,000
管理者	70,000	100,000	150,000	200,000	70,000
一般	50,000	100,000	100,000	150,000	50,000

（2）家族の場合

	父母・妻子	祖父母・配偶者の父母・同居の孫	兄弟・姉妹
社長	100,000	30,000	50,000
役員	80,000	20,000	30,000
統括	50,000	20,000	30,000
管理者	30,000	20,000	20,000
一般	30,000	10,000	20,000

（3）枠は必要に応じておくる。

第8条（重複支給の禁止）

同一世帯の2名以上の従業員が勤務している場合、慶弔見舞金支給にかかる事由が発生しても、原則として重複して支給はしない。

付 則

この規程は平成27年4月1日より施行する。